

令和8年度福島県中学校体育大会における地域クラブ活動参加特例の競技部細則

◎ 福島県版 全競技 特例細則（県・地区・支部中体連大会に参加する際の共通事項）

- 1 福島県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解、尊重して協力すること。
- 2 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（中学校に在籍している生徒であること）。
- 3 日常継続的に代表者もしくは指導者資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- 4 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- 5 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは福島県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で福島県中学校体育連盟に登録していること。
- 6 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- 7 練習場所を確保し、継続的に活動していること。
- 8 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- 9 （公財）日本中学校体育連盟および福島県中学校体育連盟が定める大会要項・競技細則を遵守すること。
- 10 大会参加にあっては、代表者・指導者が引率するとともに、万一の事故発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を講じること。また、大会参加時の経費については、応分の負担をすること。
- 11 地域クラブ活動における参加は、一連の期間において一つの競技かつ一つのクラブからとする。（※ただし駅伝競走と冬季種目は除く）
- 12 大会参加時の監督については、公認スポーツ指導者（JSP0、競技団体指導者資格のいずれかを保有し、資格状態が登録申請時点から大会終了時点までの期間において有効である者）とする。（以下の各競技部細則にさらに厳しい条件がある場合には、その条件を優先とする。）

令和8年度福島県中学校体育大会 地域クラブ活動の参加資格の特例 各競技部細則

◎ 本細則は、「令和8年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則」（令和7年10月発出文書）に準じて作成していますが、全国版とは細則の内容が異なる部分もありますのでどちらもご確認ください。なお、**福島県大会に参加するためには、本細則の内容を満たしていることが条件**となりますので、ご確認ください。

黒字：全国版と共に部分 朱書き：福島県独自の内容

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレー）出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認 資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレー）		個人	団体		
1	陸上	○	△	リレー・駅伝は、「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」、または、「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」で参加することができる。（※）以下の要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。 （1）「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」に在籍している場合。	(公財)日本陸上競技連盟への登録	(公財)日本陸上競技連盟への団体登録	JSPO公認指導者資格 ※令和8年度中取得見込みも可	複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。
	駅伝		△		(公財)日本陸上競技連盟への登録			複数の所属から出場することはできない。
2	水泳	○	○		(公財)日本水泳連盟への個人登録	(公財)日本水泳連盟への団体登録	※全競技細則の1・2に準じる。	○地域クラブ活動の登録所在地の地区から参加すること。できない場合は学校から参加すること。 ○地域クラブ活動で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。 ○その他在籍中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかは、生徒（選手）および保護者の意向を尊重すること。
3	バスケットボール		△	「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために設置されている」「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」 ただし、対象の地域クラブ活動は単独又は複数の中学校単位で編成されており、日常的に活動が持続されている場合に限る。なお、複数の中学校から選手を選抜し、編成された地域クラブ活動の出場は認めない。	JBAへの個人登録	JBAへのチーム登録	JBA公認コーチライセンスを保有していること	

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める	団体（リレー）出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認資格の有無	その他の条件
				個人	団体（リレー）		
4	サッカー	△	U15チームがクラブユース連盟に加盟していないこと。（クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、U15チーム及びセカンドチームも参加できない）	(公財)日本サッカー協会の個人登録	(公財)日本サッカー協会のチーム登録	※全競技細則の12に準じる。	
5	ハンドボール	○	○参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地とした場所とする。 (例)：代表者が福島県福島市で登録するとチーム登録は県北地区となる。 ○チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることにする。	(公財)日本ハンドボール協会の個人登録	(公財)日本ハンドボール協会のチーム登録	以下のいずれかの資格保有者を必須とする。 JSPOコーチ1～4 JSPOスタートコーチ JSPOスポーツコーチングリーダー JHAビギナーコーチ 注1) 上記JSPO資格は「他種目」でも可とする。 注2) 全ての資格において、「取得済み」であること。	●日本ハンドボール協会が主催する全国クラブ大会および予選大会（地区大会含む）に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会（地区大会含む）への出場は認めない。 ○地域クラブ活動で福島県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の在籍する学校長に参加することを連絡し、承諾を得ること。 ○予選への参加のタイミングは各地区で異なるが、福島県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。（大会参加打ち合わせ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること） ○移籍に関しては、日本ハンドボール協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会（地区大会含む）にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。 (例)：予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活動は認めが、移籍先のチームが勝ち上がっても大会はエントリー不可であり出場は認めない。 ※1 上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。 ※2 チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、福島県中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。
6	軟式野球	○		福島県軟式野球連盟への加盟	①日本スポーツ協会公認コーチ1 (軟式野球) ②日本スポーツ協会公認コーチ3 (軟式野球) ③BFJ公認野球指導者基礎I (U15) ※監督が保有していることを条件とするが、保有していない場合には、コーチ（日常的に指導に関わりメンバー登録される者）のうち最低1名が保有していること。		○参加を希望する地域クラブ活動は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については福島県中体連の開催基準に従うこと。 ●大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。 ●審判員については、「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレー）出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認 資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレー）		個人	団体		
7	体操競技	○	△	団体参加の場合は「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域展開の受け皿となっているクラブ活動」又はすべての選手が同一校に在籍していること。	福島県体操協会への加盟		※全競技細則の12に準じる。	<ul style="list-style-type: none"> ●各県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。（ブロック大会も同様） ●地域クラブ活動に所属していない同一校の他の生徒が学校で団体を組み大会に参加することができる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。 ●一緒に活動する団体を複数の地域クラブ活動として各県中体連に登録することはできない。 ●複数の地域クラブ活動が一つの団体として福島県中体連に登録することはできない。 ○都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部員に準じる役職に就くこともあり得る。 ○県中体連登録以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。 ○転校や地域クラブ活動移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては県中体連体操競技専門部の判断に委ねる。
8	新体操	○	△	団体参加の場合は「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域展開クラブ活動」、「地域展開の受け皿となっているスポーツ団体等」又はすべての選手が同一校に在籍していること。	日本体操協会の所属団体登録		日本体操協会への指導者登録	<ul style="list-style-type: none"> ●予選大会のエントリーは、監督及び選手は1人につき一所属とする。 ●同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。 ●監督は日本体操協会への登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に加できない。) ●団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームのみなすことができるため出場は不可とする。 ○地域クラブ活動で福島県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力すること。要請がある場合は会議等にも参加する。

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレー）出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認 資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレー）		個人	団体		
9	バレーボール	△		中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域クラブ活動の参加は認めない。 JVA-MRSの「地域クラブ」として登録されたチーム。	個人がJVA-MRSに登録	チームがJVA-MRS「地域クラブ」への登録	JSP0公認指導者資格（成人） R7.9月現在では、バレーボールスタートコーチとバレーボールコーチ1～4を認めているが、令和10年度以降、バレーボールコーチ1～4が必須とする。	●募集要項やホームページ等で公募していること。 ●年間を通じて、日常持続的（週単位）に練習している場所と所在地が一致していること。 ●チームや団体として規約があること。 ●各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。 ●全ての選手・スタッフは、各県大会予選より全国大会まで、一人同一のチーム登録とし、複数のチームから出場することはできない。 ○大会運営について 参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。 ○選手の移籍について (1)私立中学校については、転校により移籍とする。 (2)地域クラブ活動については、登録申請後から一連の期間、移籍は認めない。転校し、一家移転などやむを得ない場合は、個別に協議する。
10	ソフトテニス	○	○		(公財)日本ソフトテニス連盟への登録	(公財)日本ソフトテニス連盟への登録	(公財)日本スポーツ協会公認「コーチ1以上」の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。 ※ただし、中体連登録初年度に限り、当該年度は取得中でも可とする。また、各自治体主導で立ち上げた地域クラブに限り、スタートコーチ競技別も可とする。	●参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。 ○地域クラブ活動の大会参加方法について 団体戦・個人戦とともに、クラブが所在する支部・地区大会からの参加とする。個人戦については、そのクラブが所在する地区内にある学校の生徒同士のペアとする。団体戦（個人戦）のチーム（ペア）構成については、そのクラブが所在する地区内にある学校の生徒とする。
11	卓球	○	△	団体については、「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動等」とする。地域展開された地域クラブ活動かどうかの判断は各都道府県中体連に任せる。	日本卓球協会、一社)福島県卓球協会、福島県中体連の登録及び年会費の支払いを行うこと。	日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）を取得していること。	●代表者、参加要件を満たすために在籍している日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）及び選手は、他の地域クラブ活動に重複して登録できない。 部活動をもっていない中学校教職員は地域クラブの代表者、またはコーチとしてクラブに関わり、大会に参加することができる。 ○大会への参加を希望する地域クラブ活動は福島県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。	

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレー）出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認 資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレー）		個人	団体		
12	バドミントン	○	○	日本バドミントン協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。	○日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、各県の審判講習会に参加すること） ○日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属していること。 ・短期間で取得が困難な場合は、団体登録後3年以内に取得することを可とする。 ・スポーツコーチングリーダー、他競技のスタートコーチ・指導者資格、スタートコーチ（ジュニア・ユース）も含む。			●シングルスとダブルスを兼ねて出場することはできない。 ●代表者・事務担当者・指導者は、成人（20歳以上）とする。 ●1つの活動母体から登録できるのは1チームのみとする。 ●県大会参加申込の際の要件 (1)監督・コーチ・マネージャー・個人戦入場許可申請者は、当該地域クラブ活動の所属員（代表者・事務担当者・指導者・所属中学生）とする。 (2)当該地域クラブ活動の所属員（代表者・事務担当者・指導者・所属中学生）が、県大会に出場する際、重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー・個人戦入場許可申請者になることはできない。 (3)福島県バドミントン協会HPに掲載されている「福島県中体連登録（バドミントン競技）に伴う確認事項について」を遵守している団体であること。
13	ソフトボール	△	△	当該年度の「全日本中学生ソフトボール大会」に出場していないこと（出場の選手・監督・コーチが含まれるチームも不可）	当該年度において、公益財団法人日本ソフトボール協会「中学生種別」に、当該チームの監督またはコーチとしての登録が必要（日本スポーツ協会公認指導者資格を有することが必須）			●下部大会から本大会を通じて、同一人物が複数のチームの監督・コーチ・引率者等を兼任してはならない。 ●日本ソフトボール協会「チーム登録規定」上、都道府県大会からの出場を基本とする。ただし、下部大会の出場可否や大会出場チーム決定方法、出場枠数については都道府県中体連が判断し決定する。 ○大会参加については、地区大会からの参加とする。 ●以下に該当するチームについても、当該年度において日本ソフトボール協会にチーム登録し、大会出場時には登録された指導者資格保持者がベンチ入りすることを条件とする。 1 「地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」 2 「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」 3 「休日と平日の運営主体が異なり、学校部活動以外で大会に出場するチーム」

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレー）出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレー）		個人	団体		
14	柔道	○	○		チーム、競技者として全柔連に「団体登録」「競技者登録」を済ませている。	大会の引率、監督、帶同コーチは、全柔連公認指導者資格を有していないければならない。		●同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。 ●柔道修業期間を6か月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。 ○大会の引率、監督権を有している地域クラブ活動の指導者は、大会参加にあたり、各地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。 ○大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域クラブ活動の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手とともに令和8年度内の参加を認めない。
15	剣道	○	△	団体戦については、以下の通りとする。 ①自治体主導で発足した地域クラブ活動（モデル地区を含む） ②部活動の地域展開を主目的として発足した地域クラブ活動 ③地域のために日常的に活動が継続されているクラブ活動 上記③は、1年以上の活動実績があり、複数学年の生徒が所属していること。かつ、福島県中体連剣道専門部が福島県中体連加盟条件を遵守した団体であると判断したクラブ活動とする。 ※ ①に記載する地域クラブ活動は、あくまで部活動の地域移行が主目的である。日常的に活動が維持され、ガイドラインに沿った活動が求められる。勝利至上のための編成や期間限定の活動は対象外となる。	県競技団体への団体登録制度はないため、県中体連（剣道専門部）の地域クラブ活動認定によって、中体連への参加資格を得るものとする。	監督は、「（公財）日本スポーツ協会公認指導者資格」、「全剣連社会体育指導員」、「県剣道連盟指導者証」のいずれかを有していること。		●3年間同一団体から出場することが望ましい。 ●団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。 ●日本中体連の「参加資格の特例及び細則」、並びに福島県中体連の加盟条件を遵守した団体であることが前提であることから、これに（学校部活動の意義やマナー等を含む）に反する行動が見られた場合は、福島県中体連（福島県中体連剣道専門部）の判断で除名することもある。 ○地域クラブ活動からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規定による。 ○団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。（団体戦は学校、個人戦は地域クラブ活動という参加は不可）
16	相撲	○	○		(公財)日本相撲連盟に会員登録する。	※全競技細則の12に準じる。		

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレー）出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認 資格の有無	その他の条件
		個人	団体（リレー）		個人	団体		
17	スキー	○	○	○クロスカントリーリレーについて 1団体から複数チームの参加は認めない。			<p>※全競技細則の12に準じる者または、以下の全日本スキー連盟（SAJ）公認資格所有者、福島県スキー連盟（SAF）公認の資格保有者とする。</p> <p>① SAJコーチ（競技資格A～C級） ② SAJスキー指導員、スキー準指導員 SAJクロスカントリースキー指導員、クロスカントリースキー準指導員 ③ SAF認定スキー指導員</p>	○在籍している学校の所属、または（公財）全日本スキー連盟に登録をしている地域クラブ活動のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する県の要項に記載の出場制限を満たし、参加資格を得た者とし、選手が在籍する中学校所在地の県大会より出場する。また複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。
18	スケート	○	○				※全競技細則の12に準じる。	○（公財）日本スケート連盟及び福島県中体連登録者であつて、要項に記載の出場制限を満たし、参加資格を得たもの。
19	アイスホッケー	△	○				※全競技細則の12に準じる。	

【補足説明】

●地域展開モデル地区や自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動

⇒運動部活動の地域展開等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していても該当部活動が対象になっていない地区は該当しない。
 これとは別に、各市区町村が主導で地域展開を進めている場合にも該当する。

●バスケットボールの「中学校単位」の解釈

⇒地域クラブ活動の場合、中体連主催大会バスケットボール競技大会に参加を希望する中学校の生徒全員が一つの所属先にいることを示している。チームを構成する学校数に制限は設けないが、大会に参加を希望する生徒全員がそのチームに所属していることが条件である。つまり、バスケットボール部がない学校毎に所属する地域クラブ活動を一つにまとめることが必要である。

●体操競技について

⇒自治体・各地区教育委員会が学校部活動の廃止を決めた地域、体操部がないため校長が学校名での参加を認めていない学校、および体操部のない学校の生徒については、地域クラブ活動名で個人としての参加を広く認める。
 ⇒生徒の選択の権利を保障するため、一つの学校の生徒たちがそれぞれ別な地域クラブ活動で活動することと、学校内の部活動で活動すること、およびそれぞれの活動単位での大会参加を認める。